

財 産 目 録
(平成23年3月31日現在)
(第 1 期)

公益財団法人 佐川留学生奨学財団
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	(23,396,465)		
①現金	(84,639)		
手元有高	84,639		
②普通預金	(13,311,826)		
三菱東京UFJ銀行:京都支店	13,164,872		
三井住友銀行:京都支店	146,954		
③譲渡性預金	(10,000,000)		
三菱東京UFJ銀行:京都支店	10,000,000		
流動資産合計		23,396,465	
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	(295,340,000)		
①譲渡性預金	(280,000,000)		
三菱東京UFJ銀行:京都支店	280,000,000		
③株式	(15,340,000)		
SGホールディングス株(1,706,000株)	15,340,000		
基本財産合計	295,340,000		
(2)特定資産			
奨学金積立基金	(19,200,000)		
①定期預金 三井住友銀行:京都支店	19,200,000		
設立25周年記念事業積立基金	(20,000,000)		
②譲渡性預金 三菱東京UFJ銀行:京都支店	20,000,000		
特定資産合計	39,200,000		
(3)その他固定資産			
敷金	(1,500,000)		
①事務所敷金 弥栄自動車株	1,500,000		
その他固定資産合計	1,500,000		
固定資産合計		336,040,000	
資産合計			359,436,465
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	(383,128)		
佐川急便(株)他1件	383,128		
流動負債合計		383,128	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計			383,128
正味財産			359,053,337

(注)当財団は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備法に関する法律」第44条の認定を受け、平成22年11月1日付けで公益財団法人に移行しました。この関係で、平成22年11月1日から平成23年3月31日までが公益財団法人としての最初の事業年度になりましたので当該期間に関して決算を行い、本書類を作成しました。

財 産 目 録
(平成22年10月31日現在)
(第 26 期)

財団法人 佐川留学生奨学会
(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金・預金	(48,530,666)	
①現 金	(228,026)	
手 元 有 高	228,026	
②普通預金	(18,302,640)	
三菱東京UFJ銀行:京都支店	18,157,856	
三井住友銀行:京都支店	144,784	
③定期預金	(10,000,000)	
三菱東京UFJ銀行:京都支店	10,000,000	
④譲渡性預金	(20,000,000)	
三菱東京UFJ銀行:京都支店	20,000,000	
流 動 資 産 合 計		48,530,666
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券	(295,340,000)	
①譲渡性預金	(280,000,000)	
三菱東京UFJ銀行:京都支店	280,000,000	
③株式	(15,340,000)	
SGホールディングス(株)(1,706,000株)	15,340,000	
基 本 財 産 合 計		295,340,000
(2) 特定資産		
奨学金積立基金	(19,200,000)	
①定期預金 三井住友銀行:京都支店	19,200,000	
設立25周年記念事業積立基金	(20,000,000)	
②譲渡性預金 三菱東京UFJ銀行:京都支店	20,000,000	
特 定 資 産 合 計		39,200,000
(3) その他固定資産		
敷金	(1,500,000)	
①事務所敷金 (株)マルトー	1,500,000	
そ の 他 固 定 資 産 合 計		1,500,000
固 定 資 産 合 計		336,040,000
資 産 合 計		384,570,666
II.負債の部		
1. 流動負債		
未払金	(386,981)	
佐川急便(株)他2件	386,981	
流 動 負 債 合 計		386,981
2. 固定負債		
固 定 負 債 合 計	0	0
負 債 合 計		386,981
正 味 財 産		384,183,685

(注)当財団は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備法に関する法律」第44条の認定を受け、平成22年11月1日付けで公益財団法人に移行しました。この関係で、平成22年4月1日から平成22年10月31日までが特例民法法人としての最後の事業年度になりましたので当該期間に関して決算を行い、本書類を作成しました。